

8 9 170 1 2 3 4 5 6 7 8 9 180 1 2 3 4 5 6 7 8 9 190 1 2 3 4 5 6 7

理財局特別情報 (第六十一号)

國際連合の成立とその活動の現状

目

次

- 一、國際連合の成立
- 二、各機関の活動状況
- 三、總会の成果
- 四、安全保険理事会の成果
- 五、經濟杜合理事会の成果
- (五) 信託統治理事会の成果
- (五) 特殊機関の成果

昭和  
三、二、大、三  
理財局



一三三三八八

## 一、国際連合の成立

(→) 一九四三年十月三十日の米ソ英華四国のモスクワ宣言によつて、国際平和の維持に当る機関の設立の必要が提唱されてから、一九四四年八月下旬にワシントンのエンバートン・オーラスにおいて行われた米英ソ華四ヶ国会議、一九四五年二月にヤルタで開かれた米英ソ三ヶ国の会議、次いで一九四五四年四月二十五日にサンフランシスコで催された連合国全員会議を経て、国際連合憲章が二十九ヶ国の批准を得るに至り、国際連合の基礎が定められ、現在までに加盟国は五十五ヶ国となつた。

四、憲章の規定に従つて一九四六年一月十日から十五日迄ロンドンに開催された第一次会議、同年十月二十三日から十二月十六日までニエーヨークで開催された第二次会議によつて、その機構についての検討が行はれ、その成果として、国際連合の機関は大体次の通り決定された。全連合国を構成員とする討議機関として総会が設けられ、執行機関として安全保障理事会、經濟社会理事会、信託統治理事会、國際司法裁判所及び事務局が設けられる。特殊の問題について補助機関として各種の委員会をこの下に置くことができる。主要な委員会は、総会に属する政治安全保障委員会、經濟財政委員会、社会人道文化問題委員会、信託統治委員会、行政予算委員会、法律委員会の大委員会、安全保障理事会に属する軍事参謀委員会、原子力委員会、通常軍備委員会の三委員会、經濟社会理事会に属する人權委員会、經濟産業委員会、臨時社会委員会、統計委員会、婦人委員会及び臨時運輸通信委員会の大委員会である。この外に国際連合と密接な關係をもつた特殊機関として、國際労働機構(ISO)、國際教育

## 内の一

## 二、各機関の活動状況

## (→) 総会の成果

科学文化機構(UNESCO)、食糧農業機構(FAO)及び臨時国際民間航空機構(PICAO)があり、準備中の国際難民機構(IRO)も国連の特殊機関となることが決定し、又将来国連保健機構(UNMO)、通貨基金、國際銀行、國際貿易機構、歐洲内運輸機構と本特種機関となるであろう。

## (4) 独立運動

非自治民族の独立運動は国連の直接関心事であるという決議を行つたが、このため特別の機関は設けない。ただフィリピン提楽の非自治民族地域会議草案は可決された。

## (5) 軍備縮少案

ニューヨークの会議においては連邦及び米国より提案され、軍備費削減、政治保謹委員会に附託された結果、各國は原則的同意で一致するに致つた。兩大軍力の削減、縮少の促進、終戦兵力の国際機関による監視と管理、國際警備隊の創設、軍械に対する特別公使の指揮が定まる決議を採用する。この問題と並んで、機械の島を以てして軍備を削減する方策が主

(二) 会に附託された。

(二) 担否権制限案

安全保謄委員会における常任理事国たる米英佛ソ華五國の拒否権を削減しよろとするキニーバ、メキシコ、ベルギー、ペルー及びトルコの提案が行ひ、總会における討議に所せられながら、決議を見ず、政治保謄委員会に附託された。その結果、拒否権の行使が安全保謄委員会の活動の障壁とならないよう常任理事国が相互に譲讓する道徳的義務が認められたが、これに関する法規の修正は実現しなかつた。

(二) 國際法編纂案

米國の提案により國際法の法典化が準備され、特にその基礎としてニユーヨークの單審裁判所の判決が考慮に召せられることとなつた。これと関連して人權の差別待遇を阻止する方策が協議された。結局法典編纂の社率は、専門委員会に附託されることとなつた。

(二) 安全保謄理事会の成果

安全保謄理事会は一九四六年一月成立し、常任理事国五と非常任理事国六より成る。本委員会及びその下に属する各委員会に附託された問題の中、主要なものは次の通りである。

(二) イラン問題

一九四六年一月にイランはソ連兵力の撤収を求めるために安全保謄理事会に提訴し、理事会はイランとソ連邦との間の直接交渉を勧告し、両国の交渉の経過及び結果について情報を要求する権利を留保した。直接交渉の結果ソ連邦は同年五月六日までに撤兵する旨の決定に

外の一

達し、その後イランは、ソ連邦の撤兵の現実を確認し提訴を撤回するに至つた。

(二) ギリシア問題

ギリシヤにおける英國軍の駐屯を不當とするソ連の提訴により審議が行はれたが、決議を見ず、結局、英國軍の駐屯を是認するギリシヤ政府の声明が行はれるに至り、ソ連が提訴を撤回することとなつた。

(二) スペイン問題

スペインのフランコ政権に対する國際の態度を決定するところが、ポルトガルの発言を契機として理事会の問題となり、フランコ政権下のスペインの国連よりの除外を確認し、總会は加盟国の大公使の引上ぎへ非公式の外交断絶への勧告を決定した。

(二) インドネシア問題

インドネシアにおける英荷両國軍の撤兵を求めるための提訴に対し、英國は急速に撤兵せず万能憲のある旨を表明し、理事会はこれに基いてこの提訴を受理しないことに決定した。

(二) トリニティス水問題

四

連合國の対イ平和條約中のトリエストを自由地域として認める條件は、本理事会によつて確認され、この地域は兩今本理事会の保障と監理のこととに置かれたこととなつた。

#### (4) バルカン紛争に関する問題

ギリシカ北部の反政府的遊撃軍が、クロアチア、スルガリア、カルバニカ三国の工兵に起因するというギリシカの標識に対し、本理事会は調査委員会を組織し、派遣することとなつた。米国のギリシカ及びトルコの援助案に関する問題

#### (5) ミュンヘンは米国へギリシカ及びトルコの援助に反対し、これは制限を附すために調査委員会を開設することを提案したが、理事会はこれに対する態度は未決定である。

#### (6) 原子力管理の問題

この問題は原子力委員会（理事会の十一ヶ国に力ナダを加えて構成せらる）によつて審議されてゐるが、特に米ソ間の意見の対立のために決議的な帰結に達してない。ニエーヨークの會議における米国の提議は、原子開発機関の創設、原子力による武器の禁止、原子力の管理に関する國際間の協定を行うことであつたが、その中心点たる原子力の管理の具体的方

#### (7) 國際連合參謀部の問題

この問題は特に一九四六年十二月設置の軍事參謀委員会（常任理事國の參謀総長によつて構成せられる）で審議されてゐるが、各國の參謀部を代表する連合兵力によつて世界軍を編成する事が目的であるが、その具体的方法については、各國の間で未だ一致を

#### 二の附

#### (三)

見るに至つていよい。特に各國による兵力の分担、連合軍隊の通過権、その平時ににおける配備、空軍兵力の準備量等について、米英とソ連の間に見解の相違が示されてゐる。

#### 経済社会理事会の成果

経済社会理事会が、一九四六年一月設立（十八の理事国より構成せられる）して以来、その機能は終つて調査、審議等を行つた主要な事項は次の通りである。なお本理事会は安保理事会となり、各構成国は平等に一票を有し、否否確なく、文決議に執行力はない。

#### (1) 流民救済の問題

この問題については特別委員会が設けられ、連合国に敵対した諸国、政府、政治団体に属するもの以外の亡命者をその本国に送還し又は救済するための手段が講ぜられた。この場合に、流民の範囲を定める決議、救済に要する費用の割当については各國の間に意見の一一致を欠くに至り、これらは次に於いて包括的な規定を域文化する準備が進められてゐる。

#### (2) 荒廃地域の復興

国際開発銀行の設立は戦後の復興が土に濱することは勿論であるが、経済社会委員会は、このよき金融上の措置以外に、石炭、燃料の供給、浮動力の配達、設備の再建、輸送力の確保等のための対策を樹立するための調査、勧告を行うこととし、特には臨時經濟復興委員会を設け、次いで歐洲經濟委員会及び極東經濟委員会を設ける準備を行つてゐる。

#### (3) 國際貿易の振興の問題

戦後の經濟復興と國際貿易の振興が密接な關係のあることは譯うまでどないが、これにつ

いては特に国際貿易会議の召集が行われ、国際貿易機構の設立が企図されていなければ、経済準備委員会と活動している。又特に国際間の交通の発展に資するためには臨時開港通航委員会が設けられ、国際船舶運送機構の設立が図らされている。

#### (二) 人権保障の問題

この問題については、国際人権憲章の起草が企てられており、又、犯罪予防、麻薬制限、厚生施設等について具体的な計画が考慮され、その目的のために人権委員会が設けられ、日本年一月第一回会合を開いた。この点については、社会問題と関連して臨時社会委員会、婦人問題と関連して婦人委員会が置かれている。又新開構策の自由に関じて人権委員会の下に小委員会を設けることが考慮されている。

#### (三) 統計資料の整備の問題

この問題のために統計委員会が設けられ、国際連盟の統計機関の継続、拡充が提案されている。

#### (四) 他方国際団体の交渉

国際連合の外席をなす他の特殊機関たる国際労働機構（ILO）、国連教育科学文化機構（UNESCO）、国連食糧農業組織（FAO）、非政府機関たる世界労働同盟（WFTD）その他との交渉に当り、又は交渉の方式を国際連合のために定めることとされた本理事会の機能とされ、この点においてはまた若干の成果が得たらされている。

#### (五) なほ経社理事会の委員会としては麻薬委員会、人口委員会、財政委員会等がある。

#### (五) 信託統治事会の成果

信託統治事会が一九四六年十二月二ヨーロッパ会議で正式に設立されてから（信託統治国五、安全保謢理事会常任理事国三、非信託統治国ニの十国から構成されて）は、未だ実際の決定に達した事項はない。その上、この理事会の第一回会議にはソ連代表が欠席しているので、今後提素される諸問題についてと紛糾が予想される。とくに、理事会の議事日程に上るべき問題は次の通りである。

#### (1) 旧国際連盟の委任統治の報告

英領カメルーン、英領トーゴー・ランド、英領タンガニカ、佛領カメルーン、佛領トーゴー・ラント、白領ルアンダ、ウンヘイ、漢領ニエギネア、ニエギジーランド領西部サモアの八地区の信託統治状況は、議の総会において一応決定に達した。

旧日本領及び日本の委任統治下にあつた太平洋諸島の報告の問題は、議の安全保障理事会で議題となつたが、未だ正式に決定されていない。

#### (2) 住民の請願に基づく帰属の決定

これについては米領東部サモアとの合併及び自治を要求する西部サモア住民の請願、本国への送還を欲しないタンガニカ在住ドイツ人の請願等がある。

#### 特殊機関の成果

#### (1) 食糧農業機構（FAO）の成果

本機構は一九四五年十月第一回会議を開いて終了し、参加国は四十二ヶ国、合同食糧局に

代つて一九四六年五月設けられた情報勧告機関たる緊急食糧理事会（I.F.F.C.）及び国連救済再建機構（I.N.R.R.A.）の機力によつて、各国民の營養水準及び生活水準並びに労働條件の向上について各國を援助するものであり、世界的飢餓対策についての声明を行ひ、食糧の割当、生産方法の改善、貯蔵食糧の処置についての原則的計画を発表し、各国の同意を得た。

#### （四）国際連合教育科学文化機構（I.N.E.S.C.O.）

一九四六年十一月パリで第一回総会を開き、一九四七年度の事業計画を設定した。その事業計画の主なるものは文教清算運動の提唱、最低教育標準の確立、戦争の動機的心理的社會的研究、各国民の意思の疎通を阻止する障壁の除去、世界的放送網の確立、国際アマゾン研究所の設立等である。

#### （五）国際民間航空機構（I.C.A.O.）

一九四四年十一月五十四ヶ国代表のシカゴにおける会議により設立せられ、国際民間航空條約が同会議で起草され、その後二十九ヶ国批准された。本機構は、これを恒久的機構に改組して、国際民間航空の安全にして秩序ある運航、航空機の設計技術の発達、航空路及び航空施設の整備、競争による経済的損失を防止する対策、差別待遇の排除等が企図されてい

る。ソ連は本機構への参加を拒否した。

#### （六）国際連合保健機構（I.N.H.O.）

保健上及び医学上の情報の交換、疾病的予防のための協力の目的から、更に国際保健憲章

内の三

が起草され、これに関する経済社会理事会の勧告案が依頼され、次いで一九四六年六月の国際保健會議にかけられ、同年七月には国際保健機構暫定委員会が組織され、本機構の設立が目論まれている。

#### （七）国際難民機構（I.R.O.）

現在難民及び流民の救済に当つている諸機構の機能と引継ぐ目的から設定を企図されてい

るものであり、現在暫定機構として国際難民機構準備委員会が存している。

#### （八）国際貿易機構（I.T.O.）

#### （九）国際通貨金融機構

（資料）時事通信、世界圖報、その他）

